

品川区耐震シェルター等設置支援事業実施要綱

制定 平成19年1月 7日 区長決定

要綱第 13号

改正 平成21年4月 1日 要綱第431号

改正 平成22年3月18日 要綱第 34号

改正 平成23年4月 1日 要綱第 49号

改正 平成25年4月 1日 要綱第 47号

改正 平成27年2月23日 要綱第 54号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等が居住している住宅について、耐震シェルター等を設置する経費を助成することにより、耐震シェルター等の設置の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）の施行日（昭和56年6月1日）前に建築工事に着手した区内の戸建て木造住宅（一戸建て住宅、長屋または共同住宅）をいう。ただし、建物の階数は2以下とする。
- (2) 品川シェルター 区が独自に開発した耐震シェルターをいう。
- (3) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るための装置で、東京都が安価で信頼できるとして都民に公表しているものおよび品川シェルターをいう。
- (4) 耐震シェルター等設置業者 耐震シェルター等を作製および設置する工務店等をいう。

(対象住宅)

第3条 設置の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 品川シェルターにあつては、65歳以上の高齢者のいる世帯その他シェルター等にあつては、65歳以上のみで構成する世帯または身体障害者（障害等級2級以上）のいる世帯が居住している住宅。
- (2) この要綱による助成金の交付を受け耐震シェルター等の設置がされていない住宅。
- (3) 品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱（平成20年品川区要綱第11号）による助成金交付の決定を受けていない住宅

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する対象要件に該当しない住宅のうち、区長が必要と認めるものについては対象住宅とすることができる。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、対象住宅に居住する世帯の代表者で、世帯所得の合計が品川シェルターにあっては年間600万円未満、その他シェルター等にあっては年間200万円未満であるものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、耐震シェルター等の設置に要する費用とする。

(助成金の交付額等)

第6条 耐震シェルター等の設置に対する助成額は、助成対象経費の全額とする。

ただし、品川シェルターにあっては50万円、その他のシェルター等にあっては30万円を限度とし、その額の算定については、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成申請および交付決定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、耐震シェルター等設置助成申請書（第1号様式）により申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる関係書類を添付して区長に申請しなければならない。

(1) 当該住宅の登記事項証明書、権利書その他住宅の所有および建築年を確認できる書類

(2) 住民票の写しおよび身体障害者手帳（障害等級2級以上）の写し等、第3条第1項第1号の要件が確認できる書類

(3) 課税証明書または非課税証明書の写し等、第4条第1項第1号の要件が確認できる書類

(4) 耐震シェルター等を設置することについて、建物所有者が承諾していることを確認できる書類（助成対象者と建物所有者が異なる場合に限る。）

3 区長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る内容を審査し、助成対象になることを決定した者については、耐震シェルター等設置助成対象確認通知書（第2号様式）により、対象にならないことを決定した者については、耐震シェルター等設置助成対象にならない旨の通知（第3号様式）により通知するものとする。

(契約完了届の提出)

第8条 前条第3項の規定により通知を受けた助成対象者（以下「助成決定者」という。）は、速やかに耐震シェルター等設置業者と耐震シェルター等の設置に係る契約を締結し、耐震シェルター等設置に係る契約完了届（第4号様式）に、その契約書の写しを添付して区長に届け出なければならない。

(変更および取り下げ等)

第9条 助成決定者は、助成申請の内容を変更するとき、当該申請を取り下げるときまたは設置を取りやめるときは、耐震シェルター等設置助成申請変更・取下げ

届（第5号様式）により、区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、変更、取下げ、取りやめを承認したときは、耐震シェルター等設置助成申請変更・取下げ等承認通知書（第6号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第10条 助成決定者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、耐震シェルター等設置助成金交付申請書（第7号様式）により、次に掲げる関係書類を添付して区長に対し申請しなければならない。

- （1）設置に要した経費の請求書その他設置経費が確認できる書類の写し
- （2）設置前、設置中および設置完了後の助成対象建築物の写真（日付のわかるもの）
- （3）前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める図書

（助成金の交付決定）

第11条 区長は、前条の規定による届出を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すると決定したときは、耐震シェルター等設置助成金交付決定通知書（第8号様式）により、助成金を交付しないと決定したときは、耐震シェルター等設置助成金不交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知する

（助成金の交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた助成決定者は、速やかに耐震シェルター等設置助成金交付請求書（第10号様式）により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。この場合において、助成決定者は、助成金の受領を耐震シェルター等設置業者等に委任することができる。

- 2 区長は前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。
- （助成金交付決定の取消し）

第13条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- （1）助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に反したとき。
- （2）偽りその他不正な手段により助成金の交付決定をうけたとき。
- （3）法令またはこの要綱の規定に違反したとき。
- （4）その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部または全部を取り消したときは、耐震シェルター等設置助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、耐震シェルター等設置助成金返還請求書（第12号様式）により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告および検査等)

第15条 区長は、この要綱による助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成決定者に対し、報告を求め、または検査し、若しくは調査することができる。この場合において、助成決定者は、これに協力しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による事業の施行に必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。